

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 更正決定処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国、飯塚税務署長

平成21年6月9日不受理・確定

（第一審・福岡地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年3月23日判決、本資料257号－57・順号10666）

（控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年1月30日判決、本資料258号－17・順号10875）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年6月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	株式会社E
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	丸山 隆寛ほか
相手方	飯塚税務署長 外園 豊
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
上記両名指定代理人	西川 英之